

平成20年4月30日
消 防 庁

給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて

ガソリン又は軽油（以下「ガソリン等」という。）の買いだめ行為に起因する火災発生のおそれが危惧されていることから、危険物保安室長通知「給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて」を発出したところです。特にガソリンは、何らかの小さな火種があれば、爆発的に燃焼する極めて火災危険性が高い物質であり、ガソリン等の買いだめ行為により防火安全上支障がある事態の発生がこれまで以上に心配されます。

このような状況を踏まえ、消防庁では、給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて、本日別紙1のとおり各都道府県消防防災主管部長等あて、別紙2のとおり石油連盟あて、別紙3のとおり全国石油商業組合連合会あてに改めて通知しました。

<資料>

[別紙1「給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて（再依頼）」](#)（各都道府県消防主管部長等）

[別紙2「給油取扱所におけるガソリン等の適正な取扱いについて（再依頼）」](#)（石油連盟）

[別紙3「給油取扱所におけるガソリン等の適正な取扱いについて（再依頼）」](#)（全国石油商業組合連合会）

ポリタンクには
ガソリンを入れ
ないで下さい。



消太

[お問い合わせ先]

消防庁危険物保安室 加藤課長補佐
安藤係長

TEL 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534